

宝塚市中学校部活動の地域移行における地域クラブの活動団体の募集要領

1 目的

宝塚市では、これまでに学校部活動が果たしてきた役割を踏まえ、少子化の中でも将来にわたり、子どもたちが主体的に選択し、多様なスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目的として、令和8年度の各種大会後に学校部活動を廃止し、平日・休日ともに地域クラブに活動を移行する。

この部活動の地域移行の趣旨に沿って、活動主体として子どもたちに多様な活動の機会を提供できる運営団体・実施主体を募集するにあたり、必要な事項を定める。

2 募集する地域クラブの活動概要

(1)活動内容

「宝塚市における中学校部活動の地域移行基本方針(令和6年8月策定)」に基づき、スポーツ・文化芸術活動(これまでの部活動にない競技・活動種目を含む)を実施する。

(2)活動場所

- ① 競技・活動種目に応じた活動が可能な場所とする。
- ② 別添の要件を満たした場合は、市立中学校の運動場、体育館、武道場、音楽室等の学校施設を使用することができる。

(3)対象

中学1～3年生(ただし、幼児・児童や高校生以上の大人の参加も可)

(4)定員・会費

定員及び会費については、運営団体・実施主体において定める。ただし、会費については、営利を目的とせず、可能な限り低廉な金額を設定すること。

(5)活動時間

- ① 平日は2時間程度、学校休業日は3時間程度までを基本とする。
- ② 中学校施設を使用する場合、平日は16時から19時までのうち2時間程度まで、学校の休業日は18時までの日中のうち3時間程度までを基本とし、学校ごとの施設状況等を踏まえるものとする。

3 運営団体・実施主体の応募資格等

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- ① 宝塚市立中学校に在籍している生徒が活動に参加できること。
- ② 宝塚市が指定する研修を必ず受講すること。
- ③ 参加する子どもたちの健康面に配慮し、活動中や移動中の安全確保に努め、事故やトラブルの未然防止に努めること。
- ④ 運営団体・実施主体の責任者は18歳以上(高校生は除く)とし、団体は少なくとも3名以上で構成すること。(大学等の学生だけで団体を構成することは不可)
- ⑤ 団体を構成する全ての者が、体罰・暴言・ハラスメントがいかなる場合にも決して許されないものであるとの認識を持ち、これらの行為を決して行わないこと。

- ⑥ 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年条例第6号)第2条第3号に該当する者でないこと。
- ⑦ 参加者へ政治・宗教に関する活動をしないこと。
- ⑧ 個人情報保護に関する法律を遵守し、活動によって知り得た個人情報を適切に取り扱うこと。
- ⑨ 上記のほか、「宝塚市における中学校部活動の地域移行基本方針(令和6年8月策定)」に則った活動・運営を行うこと。

4 質問受付と回答

本募集要領などに関し、不明な点等がある場合は質問書(様式1)を「9. 質問提出先・問い合わせ」に記載しているメールアドレスに提出すること。

- ①質問書提出期限 令和7年8月22日(金)午後5時まで
- ②回答予定日 令和7年8月25日(月)午後1時から

5 応募方法

下記のいずれかの方法で応募する。

(1) 電子申請システムから応募する場合

下記、二次元コード又はURLからの申請システムにて応募する。



<https://forms.office.com/r/b8FEkYDnVtVt>

(2) 申請書にて応募する場合

宝塚市教育委員会学校教育課で申請書を受け取り、必要事項をご記入の上、期限内にご提出する。

(3) 提出先

宝塚市教育委員会 学校教育課

メールアドレス m-takarazuka0112@city.takarazuka.lg.jp

電話番号 0797-77-2028(直通)

住所 〒665-8665 宝塚市東洋町1-1

【申請書はこちら】



<https://www.city.takarazuka.hyogo.jp/kyoikuiinkai/1002552/1060741/1060742.html>

6 審査方法等

(1) 審査

申請時の入力内容又は申請書をもとに、必要に応じて質問や確認等を行う。

(2) 審査結果の通知

審査結果はすべての応募者に文書又はメールで通知するほか、宝塚市のホームページにおいて公表する。